第二表中

河和ＶＯＲ	N34°42′ E136°57′
河和タカン	
岡山ＶＯＲ	N34°40′ E134°01′
岡山タカン	

を

河和タカン	N34°42′ E136°57′
岡山タカン	N34°40′ E134°01′

に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表雄和ＶＯＲの項中「平成25年９月19日から平成25年12月11日まで供用休止」を「平成25年12月12日から供用再開」に改め、同表羽後ＶＯＲの項を削り、同表吉備ＶＯＲの項中「７時から21時30分まで」を「24時間」に改め、同表河和ＶＯＲの項、同表岡山ＶＯＲの項及び同表小豆ＶＯＲの項を削る。

第三項の表河和タカンの項中「XMC」を「XMT」に、「河和ＶＯＲと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用」を「なし」に、同表岡山タカンの項中「ＯＫＣ」を「ＯＫＴ」に、「岡山ＶＯＲと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用」を「なし」に改める。

第四項の表下地島17ＩＬＳの項中「下地島空港及びその周辺」を「下地島空港内」に改め、「

マーカー	ミドル
75	1

」を削り、「平成25年11月14日から平成26年１月８日まで供用休止」を「平成26年１月９日から供用再開」に改める。

第五項の表雄和ＤＭＥの項中「平成25年９月19日から平成25年12月11日まで供用休止」を「平成25年12月12日から供用再開」に改め、同表羽後ＤＭＥの項を削り、同表吉備ＤＭＥの項中「７時から21時30分まで」を「24時間」に、同表小豆ＤＭＥの項中「ＳＴＥ」を「ＳＴＤ」に、「小豆ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第四項の表下地島17ＩＬＳの項の改正規定は、平成二十六年一月九日から、第二項の表吉備ＶＯＲの項、同表河和ＶＯＲの項、同表岡山ＶＯＲの項、同表小豆ＶＯＲの項、第三項の表河和タカンの項、同表岡山タカンの項、第五項の表吉備ＤＭＥの項及び同表小豆ＤＭＥの項の改正規定は同年二月六日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表Ｇ597の項１中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

別表Ｖ17の項を次のように改める。

Ｖ17	１　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　御宿ＶＯＲＴＡＣ（N35°11′ E140°22′） ロ　N34°44′ E140°10′の地点 ハ　大島ＶＯＲＴＡＣ（N34°43′ E139°25′） ニ　静岡ＶＯＲ（N34°48′ E138°12′） ホ　N34°46′ E137°28′の地点 ヘ　中部ＶＯＲ（N34°51′ E136°48′） ト　N34°38′ E136°36′の地点 チ　信太ＶＯＲ（N34°30′ E135°27′） リ　香川ＶＯＲ（N34°13′ E134°01′） ヌ　大分ＶＯＲ（N33°13′ E131°42′） ２　中部ＶＯＲから真方位235°58′及び201°20′の方向へのびる直線並びに信太ＶＯＲから真方位75°46′及び85°46′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） ３　香川ＶＯＲから真方位247°47′及び237°47′の方向へのびる直線並びに大分ＶＯＲから真方位57°47′及び67°47′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表Ｖ28の項を次のように改める。

Ｖ28	１　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　名古屋ＶＯＲＴＡＣ ロ　大津ＶＯＲ ハ　N34°45′ E134°27′の地点 ニ　吉備ＶＯＲ（N34°45′ E133°50′） ホ　N34°33′ E133°37′の地点 ヘ　玖珂ＶＯＲＴＡＣ（N34°05′ E132°09′） ト　福岡ＶＯＲＴＡＣ チ　福江ＶＯＲ ２　大津ＶＯＲから真方位262°19′及び252°19′の方向へのびる直線並びに吉備ＶＯＲから真方位77°49′及び100°31′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） ３　吉備ＶＯＲから真方位246°18′及び202°17′の方向へのびる直線並びに玖珂ＶＯＲＴＡＣから真方位63°28′及び73°28′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） ４　福岡ＶＯＲＴＡＣから真方位237°50′及び227°50′の方向へのびる直線並びに福江ＶＯＲから真方位46°58′及び56°58′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表Ｖ38の項を次のように改める。

Ｖ38	１　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　小松ＶＯＲＴＡＣ ロ　宮津ＶＯＲ（N35°29′ E135°08′） ハ　N34°45′ E134°27′の地点 ２　宮津ＶＯＲから真方位222°57′及び212°57′の方向へのびる直線並びにN34°45′ E134°27′の地点から真方位307°57′及び127°57′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）